

障害福祉施設における建築基準法の適用について



□ 建築基準法上の位置付け

建築基準法は、国民の生命、健康及び財産の保護を目的として、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めている法律です。

障害者福祉サービス事業を行う建築物については、その多くが建築基準法上では避難弱者が利用する用途の建築物である「児童福祉施設等」と位置付けて、規制を強化しています。

□ 児童福祉施設等に必要な設備の例

「児童福祉施設等」には、規模等に応じて防火や避難に関する様々な設備が必要となります。以下に主要なものをご紹介します。

非常用照明

災害時に、停電しても避難活動を可能にするために、取り付けられる非常用照明器具のことを言います。非常用照明は、停電の際、自動的に非常電源に切り替わり点灯します。



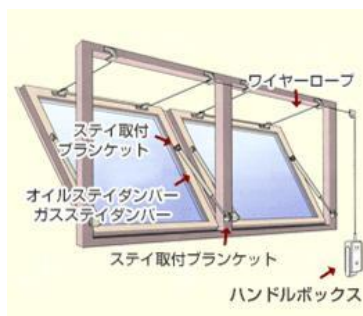
防火設備

火災時に発生する有毒な煙や炎を遮断し、避難経路を確保するのが防火設備です。常時閉鎖式防火戸と随時閉鎖式防火戸があります。



排煙設備

火災時に発生する有毒な煙や熱を排出して、避難経路を確保するのが排煙設備です。排煙操作盤（引き手、ボタンなど）を操作すると、排煙口が開放され、煙が排出されます。排煙設備には、窓を用いる自然排煙と、ファンによって煙を吸い出す機械排煙があります。



内装制限

初期火災の拡大を遅延させ、火災の初期における安全に非難できるように設けられた規定です。「児童福祉施設等」でも建物の耐火に対する構造ごとに居室や廊下等の内装に制限がかかります。



防火上主要な間仕切壁

火災時に安全に避難できること、火災の急激な拡大を抑えること等を目的に一定単位ごとの区画及び避難経路とその他の部分とを準耐火構造の壁で区画するものです。一定時間火災にさらされても損傷が生じない構造となっています。



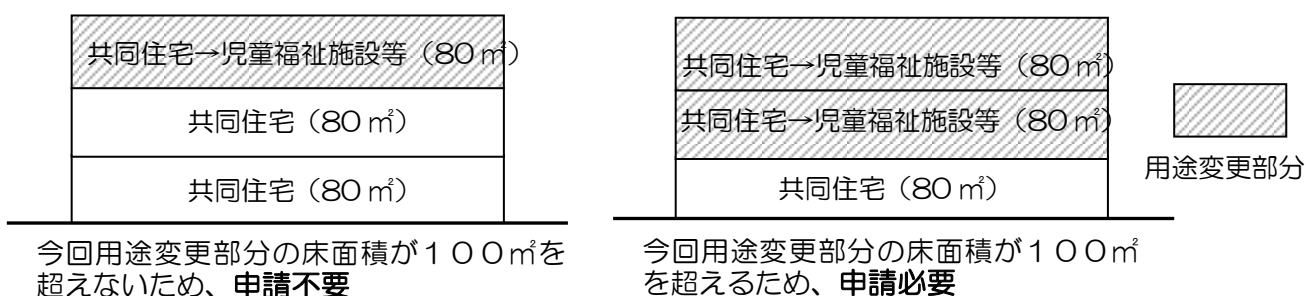
なお、法改正により、下記の①～③にすべて適合する場合、間仕切壁不要となりました。

- ①居室の床面積が100㎡以下の階等
- ②各居室に火災報知設備等の設置
- ③-1 各居室から直接屋外への出口等設置
-2 各居室から屋外への出口等へ一定の距離以下でかつ当該通路と自動的に閉鎖する戸での区画

□ 申請手続きについて

施設を新たに新築される場合は建築確認申請が必要ですが、既存の共同住宅などを利用する場合においても、変更部分の床面積の合計が100㎡を超える場合は用途変更の申請が必要になります。また、床面積の合計が100㎡以下の変更で、申請が不要な場合であっても、建築基準法やその関係規定は遵守する必要があります。

確認申請の要不要に関らず、適法性の確保が必要であり、適法性のチェックには専門知識が必要です。事業計画を進める前に建築士等に計画の適法性の確認をご依頼ください。



□ 建物を使用しながら工事を行う場合

既存の共同住宅やテナントビルの一部を施設として利用するため、他の部分を使用しながら改修工事を行う場合、工事部分で火災が発生しないような対策を施す必要があります。また、他の部分の利用者や利用者の方々の避難に支障が生じないように工事を進める必要があります。このようなことができない場合は、他の部分を使用しながら改修工事を行うことはできません。

□ 定期報告について

児童福祉施設等（入所施設）で対象規模※に該当するものは、建築物が3年ごとに、建築設備（非常照明・排煙設備等）や防火設備が毎年の定期報告が必要です。また、昇降機については建築物の規模に関係なく毎年、定期報告が必要です。

※対象規模は（一財）熊本県建築住宅センターのホームページ（URL：<http://www.bhckuma.or.jp/>）をご参考下さい。

【建築基準法に関する相談窓口】 熊本市建築指導課 市役所11階 328-2513